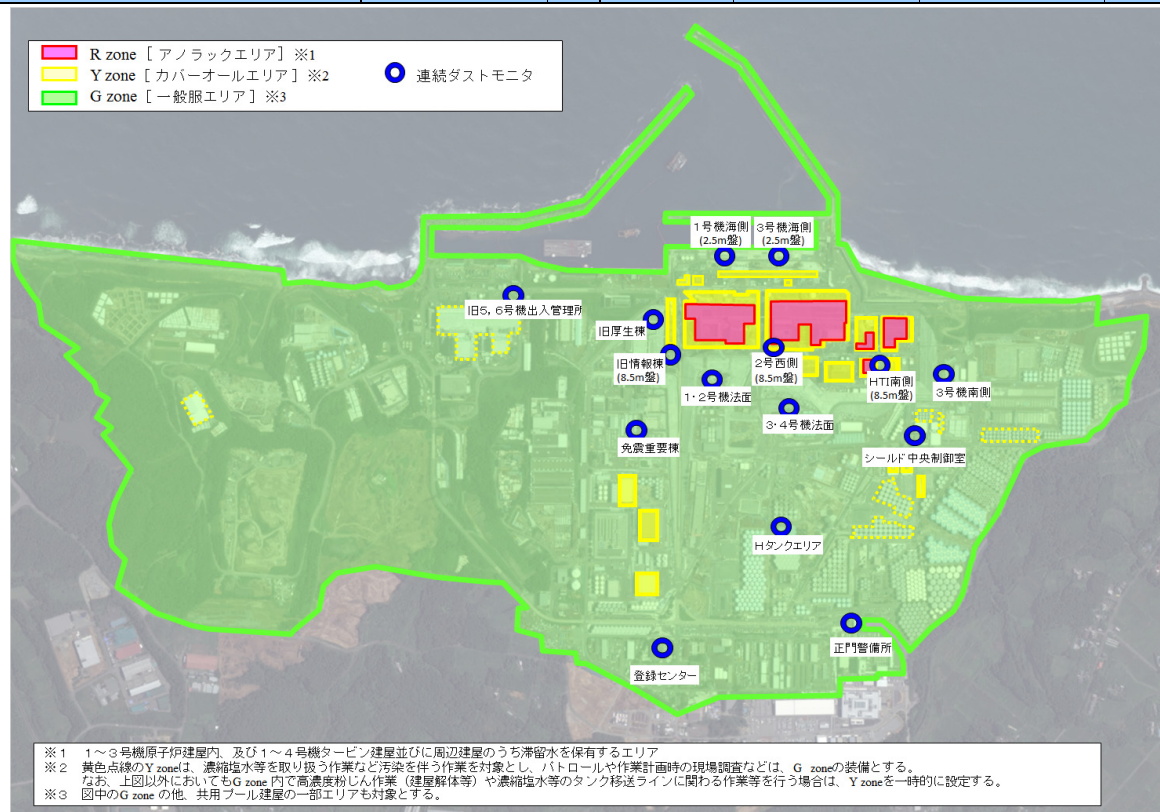


労働環境改善スケジュール

分野 区分	項目	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定	9月		10月			11月				12月			1月	備考	
				22	29	6	13	20	27	3	10	17	下	上	中	下		前
防護設備	1	防護設備の適正化検討 ※管理対象区域を3つのゾーンに区分し、休憩所や装備交換所で、各区分に応じた防護装備を着用することで、作業時の負荷軽減による作業性の向上を図る。	(実績) ・管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※ ・管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化運用開始(2016年3月8日) (予定) ・管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※(運用範囲の拡大等)	検討・設計	管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討													
				現場作業	管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化													
人身安全	2	重傷災害撲滅、全災害発生状況の把握 ※熱中症予防対策の実施(4~10月)	(実績) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) ・熱中症予防対策の実施(4~10月) (予定) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) ・熱中症予防対策の実施(4~10月)	検討・設計	情報共有、安全施策の検討・評価													
				現場作業	熱中症予防対策の実施(4~10月)													
労働環境改善	3	長期健康管理の実施 ※インフルエンザ予防接種の実施(1F構内臨時会場、近隣医療機関)	(実績) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き (予定) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き ・2019年度対象者(社員)への「白内障検査」(本社)実施 ・2019年度対象者(社員)への「白内障検査」(柏崎刈羽)実施 ・インフルエンザ予防接種の実施(1F構内臨時会場、近隣医療機関)	検討・設計	健康相談受付													
				現場作業	【検査受診期間】検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用精算手続き													
労働環境改善	4	継続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化 ※1F救急医療室の1~3月の勤務医師調整	(実績) ・1F救急医療室の2019年12月までの医師確保完了(固定医師1名+0-7-7)支援医師) (予定) ・1F救急医療室の1~3月の勤務医師調整	検討・設計	1F救急医療室の1~3月の勤務医師調整													
				現場作業	1F救急医療室12月までの医師確保完了													
要員管理	5	作業員の確保状況と地元雇用率の実態把握 ※作業員へのアンケートによる実態把握	(実績) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計 (予定) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計	検討・設計	▼作業員の確保状況調査依頼		作業員の確保状況集約▼			▽作業員の確保状況調査依頼		作業員の確保状況集約▽		▽作業員の確保状況調査依頼				
				現場作業	作業員の確保状況(9月実績/11月予定)と地元雇用率(9月実績)についての調査・集計		作業員の確保状況(10月実績/12月予定)と地元雇用率(10月実績)についての調査・集計			作業員の確保状況(11月実績/1月予定)と地元雇用率(11月実績)についての調査・集計								
労働環境改善	6	労働環境・就労実態に関する企業との取り組み ※作業員へのアンケートによる実態把握	(実績) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応 (予定) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応 ・作業員へのアンケートによる実態把握	検討・設計	労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握、解決策の検討・実施・結果のフィードバック													
				現場作業	作業員へのアンケート(第10回)													公表(12月下旬)▽

分野名	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定		9月		10月					11月				12月	1月	備考
			22	29	6	13	20	27	3	10	17	下	上	中	下	前	後	



※1 1～3号機原子炉建屋内、及び1～4号機タービン建屋並びに周辺建屋のうち滞留水を保有するエリア
 ※2 黄色点線のY zoneは、濃縮塩水等を取り扱う作業など汚染を伴う作業を対象とし、バトリールや作業計画時の現場調査などは、G zoneの装備とする。
 なお、上図以外においてもG zone内で高濃度粉じん作業（建屋解体等）や濃縮塩水等のタンク移送ラインに関わる作業等を行う場合は、Y zoneを一時的に設定する。
 ※3 図中のG zoneの他、共用プール建屋の一部エリアも対象とする。

提供：日本スペースイメージング、©DigitalGlobe

管理対象区域の運用区分 レイアウト

労働環境改善

福島第一における作業員の健康管理について

(厚労省ガイドラインへの対応状況)

2019年10月31日

The logo for TEPCO, consisting of the letters "TEPCO" in a bold, red, sans-serif font.

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一における作業員の健康管理対策として、各元請事業者及び東京電力が以下の確認を行う仕組みを構築し運用中

- ・対象:健康診断受診者(※)のうち、結果で「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」と判定された者
- ・内容:上記対象者が医療機関を受診し、必要な者に対する就業措置等の対応が取られていることの確認

※関係法令により、放射線業務従事者として従事を始めるとき及び、以降2回／年の頻度で健康診断を受けることが義務付けられている。上記の各判定は、これらに基づく判定。

<経緯>

- ・厚労省のガイドラインへの対応として、産業医科大学殿から頂いたご指導を具体的な達成目標とし、各元請事業者の協力のもと、2016年7月(一部8月)より、当該運用を開始。
- ・当面、四半期毎に各元請事業者より管理状況報告を受けて確認することとしている。
(2016年度第2四半期の管理状況より、廃炉・汚染水対策チーム会合事務局会議で報告を実施)
- ・**今回、2019年度第1四半期分(4～6月の健康診断)の管理状況及び第4四半期分以前のフォローアップ状況を確認。** ⇒ 結果概要は2、3頁に記載。

【具体的な達成目標】

東京電力及び元請事業者により、関係請負人の作業員について、以下の5点が確実に実施されている状態を実現させること

- ①定期的に必要な健康診断を全員が受けていることを確認
- ②健康診断の結果、治療または精密検査が必要とされた作業員が、医療機関を受診していることを確認
- ③医療機関を受診して治療が必要とされた作業員が、すくなくとも福島第一構内で働く間は、必要な治療を継続していることを確認
- ④定期的な健康診断の結果に基づき、就業上の措置を含む対応が行われていること
- ⑤就業上の措置の実施状況が継続的に確認され、見直しが行われていること

第1四半期(4~6月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果

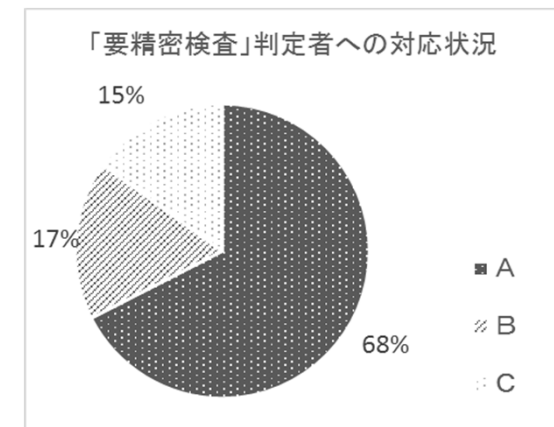
(1)健康診断受診及び結果の状況 [集約の対象: 55事業所 (元請事業者数52社)]

- ・期間中の健診受診者数は、合計4,768人で、そのうち、「要精密検査」は全体の9%の412人であった。
(「要精密検査」「要治療」「要治療継続」のいずれかの判定者は全体の24%の合計1,140人)

(2)「要精密検査」判定者への対応状況

- ・各元請事業者からの報告時点で、既に68%が精密検査を受診し必要な者に対する就業措置まで完了(A)の状況にあり、近く完了が見込める者(B)を含めると85%となった。
- ・各社とも構築した仕組みのもとで、指導、管理が適切に実施されている状況にある。
- ・指導後も未受診(C)と回答の15%は、次の2019年度第2四半期分報告時にその後の状況を確認する。

「要精密検査」判定者の人数 412人	
対応状況 A(精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	278人
B(現在、途中段階)	72人
C(指導後も未受診)	62人



⇒各元請事業者から適切に報告がなされ、各社が構築した仕組みが有効に機能し、関係請負人での実施状況まで把握できる状態。

注)人数は各社からの報告の単純集計であり、所属の異動や健康診断種別ごとにカウントしているケースなどによる重複もある。次ページも同じ。

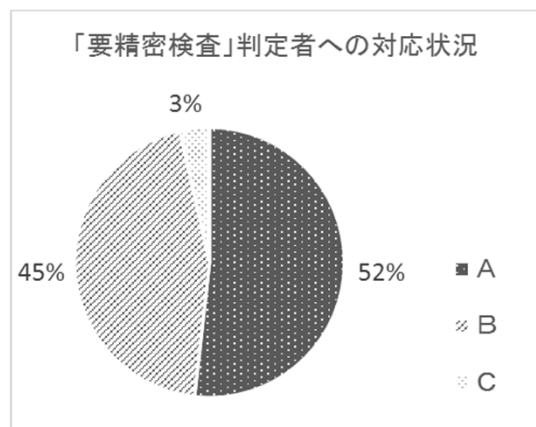
3. 2018年度 第4四半期分以前のフォローアップ状況

第4四半期分報告の「要精密検査」判定者への対応フォローアップ状況

「要精密検査」判定者の人数 141人

【第4四半期報告当時】2019年5月

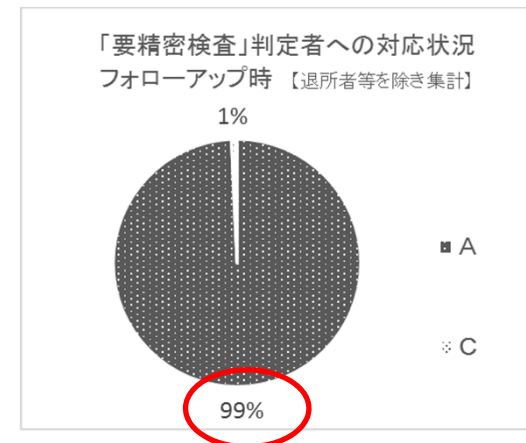
A (精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	73人
B (現在、途中段階)	63人
C (指導後も未受診)	5人



【フォローアップ状況報告時】2019年8月

A (精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	138人
C (指導後も未受診)	1人

(健康診断受診後に間もなく退所した者等を除く)



⇒第4四半期報告時点で対応が完了していなかった対象者も**継続した対応がなされ、今回のフォローアップ報告時点で99%まで完了**(退所者等は除く集計)。残り1%(1人)も継続して確認していく。

第3四半期分報告の「要治療」・「要治療継続」判定者への対応状況

(「要治療」・「要治療継続」者への対応状況については、次々四半期報告で報告を求める運用としている)

⇒健康診断後の退所者を除き、治療や治療継続が実施されていること確認。